

平成19年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

宇都宮家庭裁判所委員会事務局

1 日時 平成19年12月3日(月) 午後2時から午後4時

2 場所 宇都宮家庭裁判所所長室(新館5階)

3 出席者

(1) 委員(五十音順,敬称省略)

奥村幸子,小林克子,高田浩,高橋信正,近田正晴,傳法とみ子,橋本和夫,
堀彰,室町規公人

(2) 事務局

望月猛事務局長,下坂節男首席家庭裁判所調査官,山岸喜三雄首席書記官,
岩淵美枝子事務局次長,梅澤美紀総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 前回テーマ「成年後見制度に関する広報について」の結果報告

前回テーマで委員から御意見をいただいたもののうち,実現した次の3点について事務局長から報告した。

ア 栃木県銀行協会の次長会に職員を派遣して周知活動を行った。

イ 宇都宮家裁の裁判所ウェブサイト「成年後見ハンドブック」を掲載した。

ウ 「法の日」記念行事の際「成年後見制度コーナー」を設けて資料の展示やDVDの映写を行ったほか,同行事の模擬少年審判開演前にも成年後見のDVDを映写した。

(3) 今回テーマ「少年審判手続について」の説明

議長から,テーマ選定について予め委員の意見をうかがったところ,少年事件に関する話題が多かったためこのテーマを選んだこと,率直な御意見をいただきたいこと等の説明があった。

(4) 少年審判廷の見学と少年審判手続の説明

首席書記官から少年審判廷及び少年審判手続の概要について説明
法の日記念行事における模擬少年審判のテレビ報道のビデオを視聴

(5) 説明後の質疑応答及びテーマに関する討議

委員からは、少年審判にかける時間等についての質問があった。

委員からは、少年事件は成人向けの刑事事件を少年向けにやっていくわけではないことがよくわかったといった感想が出された。

また、平成19年10月に「法の日」週間記念行事として行った模擬少年審判のテレビ報道のビデオについては、被害者の意見陳述はビデオで紹介されたとおりに行われるのかといった、少年事件における被害者配慮制度についての質問が委員からあった。

被害者配慮制度については、平成12年の少年法改正で被害者の意見陳述の他、事件記録の閲覧や審判結果の通知といった制度ができたこと、現在は、重大事件について被害者の審判傍聴を許すべきとの議論がされていること等が紹介された。

少年事件に関して少年に面会した経験を持つ委員からは、被害者に会うことに尻込みをする少年もいることや、なかなか少年が心を開いてくれないこと、少年は審判に出席するだけでも心理的圧迫を受けているが、審判に被害感情が持ち込まれることになると審判が少年に対する弾劾的な性格を帯びてくるのではないかといった意見が出された。少年の更生を第一に考えるのであれば現状の被害者配慮制度のままでよいのではないかといった意見も出された。

少年事件の報道についても討議された。委員からは、報道機関はケース毎にプライバシーと報道する責務との間で悩んでいることが紹介されたり、報道の在り方について議論がされた。

色々な少年が入所している児童自立支援施設に事件を起こした少年を入れてうまく更生が図れるのか、裁判所と教育機関との間で連携は取られているのか

といった問題提起もあった。

6 次回期日及び次回テーマ

平成20年7月3日(木)午後2時～4時

児童虐待と家庭裁判所との関わり(仮題)

以上